

福岡市猫との共生ガイドライン



平成29年4月改正

目次



はじめに

- 1 猫の定義 P 1
- 2 猫の習性 P 2 - 4
 - (1) 繁殖
 - (2) 寿命
 - (3) 行動範囲
 - (4) 排泄
 - (5) マーキング
 - (6) 鳴き声
- 3 飼い猫の適正飼育 P 5 - 1 0
 - (1) 終生飼育
 - (2) 屋内飼育
 - (3) 不妊去勢手術と多頭飼育
 - (4) 所有者明示
 - (5) トイレのしつけ
 - (6) 健康管理
 - (7) 飼育に係る費用
 - (8) 遺棄・虐待に関する法律と罰則
- 4 野良猫について P 1 2 - 2 0
 - (1) 野良猫とは
 - (2) 野良猫と付き合うための心構え
【参考】
地域猫活動の紹介
 - (3) 猫の被害に困っている方へ
- 5 災害時のペット救護対策について . . . P 2 1 - 2 3



はじめに

福岡市は、人と猫との調和のとれた共生社会を実現することを目的に、平成19年に「**福岡市ねことの共生ガイドライン**」を作成し、猫の適正飼育や地域猫活動などの普及啓発を行ってきました。

その後、猫の殺処分頭数は大きく減少しましたが、未だに年間数百頭の猫が処分されています。

また、**猫に関する苦情や相談**は依然として数多く寄せられるとともに、**多頭飼育崩壊**といった新たな問題も発生しています。

このような状況を踏まえ、今以上に、猫の適正飼育を普及啓発するとともに、猫に関するトラブルや苦情をなくしていくことを目的に、**ガイドライン**を改定しました。

1. 猫の定義

(1) 飼い猫

特定の個人により責任をもって飼育・管理されている猫をいい、以下のとおり2分類されます。

① 屋内飼育の猫

屋内のみで飼育・管理されている猫のことです。

② 屋外飼育の猫

屋内と屋外を自由に移動することができる猫、もしくは、屋外のみで飼育・管理されている猫のことです。



(2) 飼い主のいない猫 (以下、「野良猫」と表記します。)

(1) の ② 以外で、屋外に生息している猫のことです。

特定の個人から不特定多数の人々まで、様々な人達が責任の所在を曖昧にした状態で定期的または不定期的に飼育・管理していることが多い状況にあります。

(3) 地域猫

屋外に生息し、周辺住民の合意を得た上で、地域住民が主体となって不妊去勢手術を施され、トイレや給餌など一定のルールに従い管理される猫のことです。

(P15 「地域猫活動の紹介」参照)



2. 猫の習性

(1) 繁殖

猫はおおよそ生後6か月（早い個体で5か月）から繁殖が可能になります。

メス猫は交尾刺激により排卵が起こるため、ほぼ**確実に妊娠**します。

繁殖可能になったメス猫は年に約3回程度出産することができ、一回の出産につき、おおよそ**4～6頭**の子猫を生みます。



(2) 寿命

屋内飼育の猫の平均寿命は、ペットフードの改良や動物病院受診率の上昇など飼育環境の向上により伸びていて、**約15年程度**とされています。

なかには、20年以上生きる個体もいます。

一方、野良猫は、屋内飼育の猫に比べ、感染症に罹患する可能性が高く、交通事故に遭遇することもあるため、**寿命は3～5年**とされています。

また、**屋外飼育の猫にも同様のリスク**があります。

(3) 行動範囲

ある猫の勢力が及ぶ範囲を“縄張り”といい、猫の縄張り意識は他の動物に比べると非常に強いとされています。

屋内飼育の猫は、ごく限られた狭い範囲（例えばソファの上であったり、部屋であったり）を縄張りとするものや、家全体を縄張りとするものまで個体によって様々です。

一方、屋外飼育の猫や野良猫は活動範囲が屋内飼育の猫に比べると広く、未去勢のオス猫の場合、さらにより広がる傾向があります。



(4) 排 泄

猫は尿意や便意を催すと何度も前肢で砂などを引っ掻いて穴を掘り、用を足すとその排泄物の上に砂などをかけ、隠そうとします。

また、いつまでも自分の臭いを残しておくための一種のマーキング行動とも考えられています。

この習性をうまく利用すれば、猫のトイレのしつけは比較的簡単に行う事が出来ます。

猫は大変きれい好きな動物であるため、トイレが十分に掃除されていない場合は、飼い主が望まない場所で排尿・排便することがあるので、**いつも清潔にしておくことが重要**です。

泌尿器系の病気によってもトイレのトラブルが生じる事があるので、普段から体調をよく観察しましょう。



(5) マーキング

マーキングとは臭いをこすりつけたり、爪跡を残すなどして自分の存在を誇示し、縄張りを守ろうとする行為です。

臭いを残す方法として、口の周り、顎、尾の付け根、肛門周囲等から出る分泌物をこすり付ける方法と、発情期に特に多くみられる未去勢オス猫の**尿スプレー行為**があります。

この尿スプレー行為は通常の排尿とは異なり、広範囲に強い臭いの尿を飛ばすため、屋内飼育の猫では特に問題になります。

対策として、成猫になる前の生後6か月前後での去勢手術が有効と言われています。

望ましくない場所での爪とぎをやめさせる一つの方法として、爪とぎ用具(ダンボール等)を設置することがあげられます。

必要に応じて爪とぎ用具に猫の好きなマタタビを振りかけるとよいでしょう。



(6) 鳴き声

鳴き声を使って、猫同士や人とのコミュニケーションをとります。

音量・音域・鳴き方を変えて、挨拶や要求、不満、怒り、拒否など様々な感情を表現します。

猫をよく観察し、鳴き方の変化に気付くことで、猫の要求を確認することが出来ます。

また、発情期の猫の鳴き方は独特で、オス猫はメス猫を求めて大声で鳴くようになり、メス猫は交尾刺激があるまで長時間鳴き続けるため近隣トラブルのもとにもなりかねず、飼育者のストレスにつながります。

将来的な泌尿生殖器（乳腺、子宮、精巣等）の病気予防のためにも不妊去勢手術を実施しましょう。

3. 飼い猫の適正飼育

(1) 終生飼育

“終生飼育”とは、猫を飼い始めてから猫の寿命が尽きるまで、**一生涯の面倒を見る**ということです。

猫の寿命は長いもので15年以上になりますが、人と同様、老齢期（6－7歳以上）に入ると体の機能が徐々に低下し、投薬や通院が必要になったり、痴呆症状が出たり、寝たきりになることもあります。

このような状態になっても、最後まで面倒を見る覚悟がありますか？

長い時間の中で、家庭環境も変わっていくでしょう。

しかし、人間の都合で飼育していた猫を捨てたり、置き去りにしてはいけません。

飼育する前に、**自分に何かあった時に代わりにお世話をしてくれる人を探しておきましょう。**

転勤や家族にアレルギーが出た時など、やむを得ず飼育が困難になった場合は、**責任を持って新しい飼い主を探さなければなりません。**

“終生飼育”は飼い主の責務です。



(2) 屋内飼育

“屋内飼育”とは読んで字の如く猫を**屋内のみで飼う**飼育方法です。

屋内に閉じ込めておくのはかわいそうだと言う人もいますが、猫は環境を整えることで屋内飼育が可能な動物です。

外出した先で交通事故に遭遇し、怪我または最悪死亡する危険性や、野良猫と接触することで感染する病気、ノミやダニなどの寄生虫のリスクを考慮すると、屋内飼育には多くのメリットがあります。

また、外では、**他者の車や家屋等を傷つける、敷地内で排尿排便をする等の迷惑行為**を行っているかもしれません。

近隣の方とトラブルにならないため、猫の安全を守るためにも、**猫の屋内飼育に努めましょう。**



「福岡市動物の愛護及び管理に関する条例」第12条で、
“猫の飼い主は、猫の健康と安全を保持する観点から、
屋内での飼養に努めなければならない。”と定められています。

(3) 不妊去勢手術と多頭飼育

前述のとおり、猫の繁殖力は大変強く、**妊娠期間も約 63 日(約 2 か月)**と比較的短いため、出産したかと思えばまたすぐに妊娠ということも珍しくありません。

不妊去勢手術をしないままオス猫とメス猫を一緒にしておくと、あっという間に頭数が増えてしまいます。

また、外に出していて妊娠するケースも少なくありません。

子猫の新しい飼い主が見つからないまま成猫になり、また子供が生まれる。

この繰り返しによって**多頭飼育**に陥ってしまいます。

初回発情が来る前に不妊去勢手術をするメリットは以下のとおりです(生後 6 か月以降でも予防効果は期待できます)。

	オス♂	メス♀
主な メリット	1. 問題行動の減少 ・性格が穏やかに ・尿スプレー行為の抑制 ・発情時の鳴き声 2. 病気の予防 ・精巣腫瘍予防 など	1. 問題行動の減少 ・発情時の鳴き声 2. 病気の予防 ・卵巣腫瘍予防 ・乳腺腫瘍予防 ・子宮水腫及び蓄膿症予防 など

※手術に係る費用は動物病院により様々ですが、
おおよその目安は、オス 1～3 万円、メス 2～4 万円程度です。
(詳細は動物病院まで)



「福岡市動物の愛護及び管理に関する条例」第 6 条に
“飼い主は、動物がみだりに繁殖してこれに適正な
飼養を受ける機会を与えることが困難となるおそれがあると認め
る場合は、生殖を不能にする手術その他の繁殖を防止するために必
要な措置を講じるよう努めなければならない。”と定められています。

(4) 所有者明示

屋内飼育の猫であっても、万が一の**逸走**や、予期せぬ**災害**に備えて、飼い猫の情報を首輪に装着しましょう。

誰が見ても分かるように、住所や電話番号等の猫の身元を表示した**“迷子札”**を着けておけば、飼い主のところに無事に戻って来る可能性が高まります。

犬とは異なり、飼い猫の登録・管理制度はありませんので、飼い主が自発的に迷子札を首輪に着ける必要があります。

また、**マイクロチップ**も同時に装着しておけば、迷子札が外れた場合でも確実に飼い主の情報が分かります。

マイクロチップとは



- ・直径 2 mm，長さ 12 mm の円筒形のガラス製電子標識器具です。
- ・滅菌されたチップ注入器を使い，猫の肩甲骨間皮下に獣医師が注入します。
- ・マイクロチップの 15 桁の番号と飼い主の氏名，住所，連絡先等の情報を，飼い主が登録団体のデータベースに登録（手数料別途）すると，専用の機械（リーダー）で読み取った後，飼い主の検索が可能となります。



「福岡市動物の愛護及び管理に関する条例」第 12 条に
“猫の所有者は，猫についてその所有者を明らかにするため，猫に名札を装着する等の措置を講じるよう努めなければならない。”と定められています。

大切なペットの為に，“**迷子札**”の装着をお願いします。

(5) トイレのしつけ

猫は砂などを掘り起こして用を足す習性があるため、それをうまく利用することでトイレのしつけは比較的簡単に行う事が出来ます。

市販のプラスチック製トイレに猫砂（ウッドチップ、おからチップ、シリカ製など）を、猫が砂をかけるように敷き詰め、部屋の隅など静かで落ち着ける場所に設置します。

トイレの数は、『猫の頭数+1個』が理想的です。

一度トイレを覚えたのに違う場所で排泄するときは、いくつか原因が考えられます。

- ・トイレが不潔で掃除されていないとき
(猫は大変きれい好きです)
- ・猫砂を変更した場合、それが気に入らないとき
- ・トイレ場所の変更、同居人・動物が増えるなど環境の変化があったとき
- ・泌尿器系の病気（膀胱炎や腎疾患等）のとき、など

毎日排泄物を確認し正常時の状態を知ることで、量・臭い・色調の変化に気付き、病気の早期発見につながります。



(6) 健康管理

猫の寿命が延びたことで、様々な病気になる可能性も高まっています。

小さな変化を見逃さないようにするためにも、排泄物の観察をはじめ、猫の全身をくまなく触ることが大切です。

目ヤニは出ていないか、耳の中は清潔か、歯石はついていないか、体表や乳腺にできものはないか等々、猫とコミュニケーションをとりながら健康チェックを行いましょう。

ネギ類、乾物など与えてはいけない食べ物もたくさんありますので食事の管理に注意し、感染症を予防するための予防接種や、ノミ・ダニの駆除を定期的に行い、猫の健康維持に努めましょう。

また、老齢期になると見た目ではわからない体の変化も多くなります。

かかりつけの動物病院で血液検査やエコー検査等を行うことで病気の早期発見につながる場合もあります。

特に高齢の猫では腎不全になる個体が多く見受けられますので、尿量・色調の変化には特に留意しましょう。



(7) 飼育に係る費用

猫をはじめ、動物の飼育にはお金が必要です。

動物を飼育するということは、『動物の一生を預かる』ということなのです。

ただ、フードを与えてトイレの掃除をすればいいという訳ではありません。

体調が悪ければ動物病院で診察を受けさせ、適切な時期に不妊去勢手術を行い、病気によっては手術が必要になるかもしれません。

旅行等で家を空ける際は必要に応じてペットホテルに預けることもあるでしょう。

長い猫の一生の中で**飼育に係る費用は相当な額**となります。覚悟と責任を持って動物の一生を預かれるか、飼育する前に今一度じっくり考えてください。

飼育費用例

※初期費用・手術代を除く

年間の平均飼育費用

¥180,000 -	×10年	=	¥1,800,000 -
	×15年	=	¥2,700,000 -
	×20年	=	¥3,600,000 -



出典：アニコム損害保険株式会社 ペットにかける年間支出調査(2015年)

(8) 遺棄・虐待に関する法律と罰則

「動物の愛護及び管理に関する法律」第44条に規定されています。

●動物を捨てることは犯罪です！

“動物の愛護及び管理に関する法律”に“愛護動物を遺棄したものは、百万円以下の罰金に処する”と規定されています。

●動物の健康を損なうような飼い方も罪に問われます！

みだりに給餌や給水をやめたり，病気や怪我の状態に放置したり，糞尿が堆積するなど不衛生な場所で飼育するなどの行為は虐待となり，百万円以下の罰金に処されます。

また“愛護動物をみだりに殺したまたは傷つけた者は，二年以下の懲役または二百万円以下の罰金に処する”となっています。

途中で飼えなくなって捨てる，お金がないから体調が悪くなっても動物病院に連れていけない，などということの無いよう**最期まで責任をもって飼えるのか**自問し，少しでも不安が残るときには**無理して飼わない**という選択をすることも大切です。



4. 野良猫について

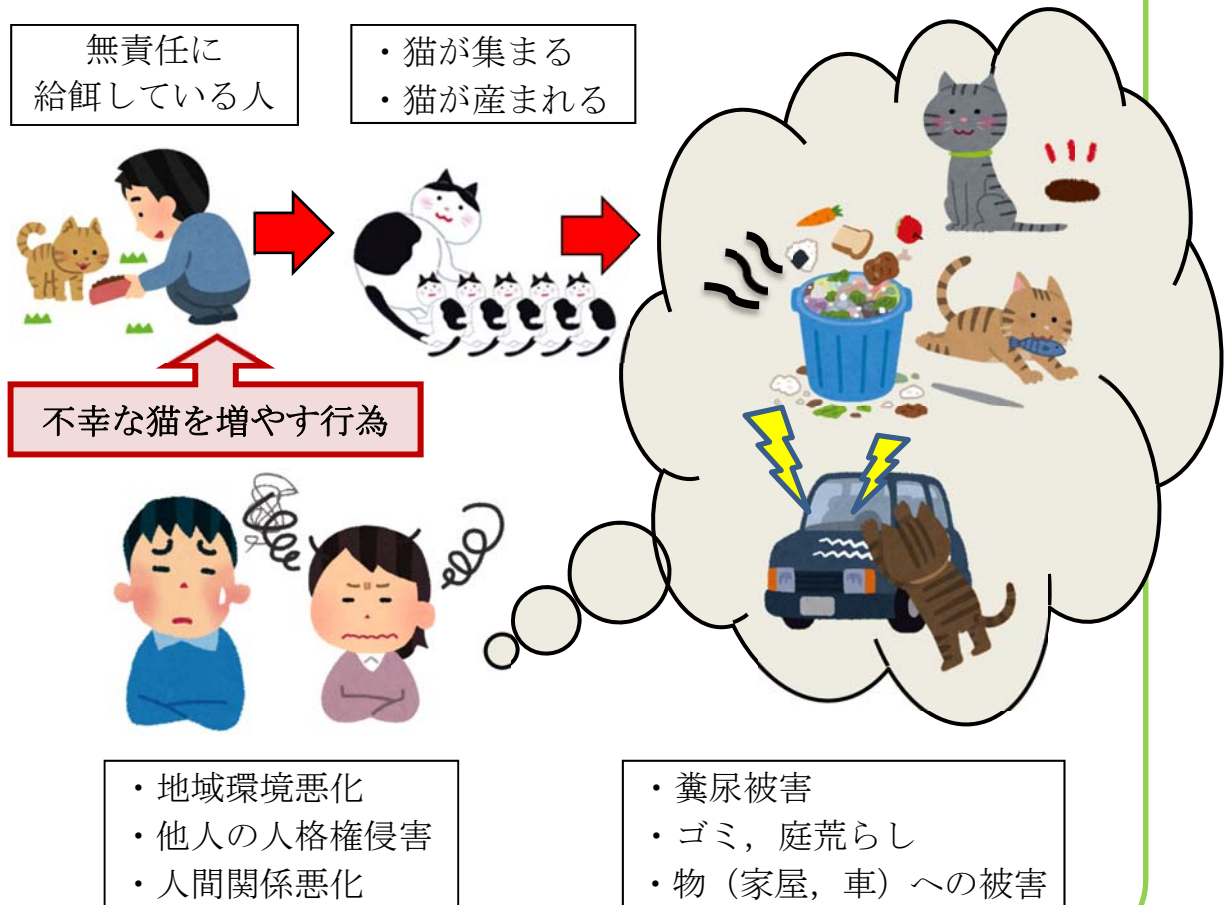
(1) 野良猫とは

飼い主から捨てられたり，不妊去勢手術を施されずに無秩序に生まれた猫など，不適切な飼育が原因で屋外にいる猫やその子孫が，今市内で生息している野良猫です。

このような猫たちが「かわいそう」と思う人がいると思いますが，その気持ちだけで無責任に給餌することによって，結果的にその地域の猫の頭数が増え，**近隣トラブルや苦情の原因**となっていることが非常に多い状況にあります。

【参 考】 平成 27 年度

- ・ 適正飼育や野良猫への給餌に対する直接指導件数：173 件
(うち，野良猫への給餌に関する件数：124 件)
- ・ 路上死体収容頭数：6,438 頭



(2) 野良猫と付き合うための心構え

野良猫へ給餌するという行為には「責任」が伴います。

「かわいそう」という気持ちや「猫を守るため」など理由は様々あるでしょうが、給餌するという行為は、**その人の意思**で行うものです。

しかし、給餌することで周辺に迷惑をかけてしまっただけでは、その行為に対し周辺住民の理解を得ることは難しくなるでしょうし、結果として**猫自体が嫌悪される存在**になってしまいがちです。

現実には、給餌者が責任を問われ、損害賠償請求や給餌の差し止め命令が出たような民事裁判の例もあるのです。

◎猫への給餌に関する裁判の一例◎

損害賠償請求及び慰謝料



【概要】

- ・給餌者が自宅にて野良猫に寝床やエサを用意し、猫を飼育ないし餌付けしていた。
- ・給餌者は行政機関の指導にも従わず、飼育ないし餌付けを継続した。
- ・その結果、近隣住民に対し糞尿被害を生じさせた。



裁判所が損害賠償及び慰謝料として、給餌者に対し

合計50万円以上の支払いを命じた。

「責任をもてないので給餌をしない」、
「給餌で他人に迷惑はかけられない」という
考え方も**猫と共生**していくための
ひとつの方法ではないでしょうか。



野良猫を世話するのであれば、以下のことを必ず実施しましょう。

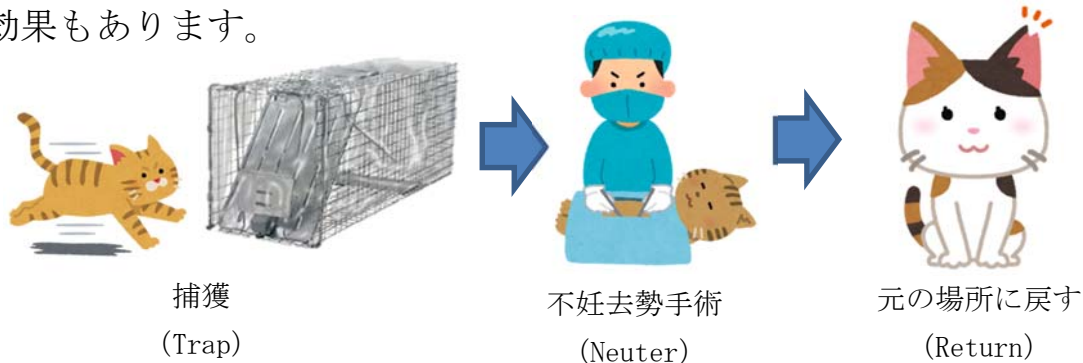
1) 不妊去勢手術をしましょう

これ以上野良猫が増えないようにするためには不妊去勢手術が必要です。

TNR 活動

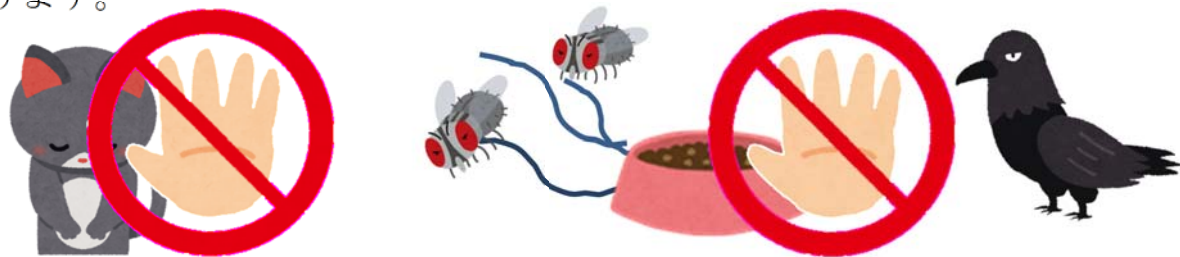
野良猫を捕獲(Trap)し、不妊去勢手術(Neuter)を施して元の場所に戻す(Return)活動を TNR 活動といいます。

不妊去勢手術は苦情となる発情期の鳴き声や尿の臭いを抑える効果もあります。



2) エサの管理を徹底しましょう

エサを置いたまま (置きエサ) にせず、食べ終わったらすぐに片づけます。



世話をすると決めた猫だけに給餌

置きエサ禁止 (衛生害虫の発生, カラスが集まる)

3) 糞尿の清掃をしましょう

エサを与えるのと糞尿の清掃はセットです。近隣に迷惑をかけないように、トイレを設置するなどし、周辺環境美化にも努めましょう。



4) 近隣とのコミュニケーションをとりましょう

トイレを設置していても、世話をしている猫がご近所で糞尿をしているかもしれません。

ご近所に世話をしている目的や活動の内容を伝え、理解を得るようにしてください。

また、ご近所から苦情などがあった場合は適切に対処しましょう。



5) 捨て猫対策

猫を遺棄することは犯罪です。

捨て猫をされる場合は、自治会等で啓発チラシを回覧したり、ポスターを掲示したりして動物の遺棄に対する住民の意識を高めましょう。

また、遺棄が繰り返される場合は、警察に相談し巡回をしてもらうなど、地域で監視する体制をつくりましょう。



6) 屋内飼育を目指しましょう

猫にとっては屋内できちんと飼育してもらい、寿命を全うすることが本当の幸せです。

人に慣れている猫は自分で飼育する、もしくは新しく飼い主になってくれる人を探してみましょう。

新しい飼い主の探し方が分からない場合は、家庭動物啓発センターにご相談ください。

【参 考】

地域猫活動の紹介

地域住民が主体となって、周辺住民の合意を得た上で、屋外で生活する飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせ、トイレやエサやりの時間を決めるなど、一定のルールに従い猫を世話することで問題解決を図っていく活動です。

地域猫活動の準備やルール



1) 地域の猫問題や地域の現状を把握しましょう

① 地域に潜む問題の把握

地域の方へのアンケート調査を行うなどして問題を把握することで、活動目的が明確になり、地域の目標を立てやすくなります。

② 猫の個体識別

猫の特徴を記載したノートを作成や写真を撮るなどで個体識別を行います。

③ 給餌者の把握

給餌に関するルールの順守や捕獲の協力など活動を円滑に行うためには、給餌者の協力が必要です。

2) 地域住民の合意を得ましょう

把握した猫問題解決に向けて、猫の世話をしている側と猫に困っている側の住民がきちんと話し合いを行った上で始めましょう。

地域の理解を得ていない活動は、地域猫活動とは呼べません。



3) 地域独自のルールを作りましょう

① 活動場所の選定

主たる活動場所となるエサ・トイレの設置を考えている場所において、事前に周辺住民に情報提供し、理解を得るようにします。

② エサ場の管理

決められた場所・時間に地域で管理すると決めた猫に対してのみ置きエサをせずに給餌するのが最低限のルールです。



③ 糞尿の清掃

エサ場の近くに猫が使用するよう工夫したトイレを設置し、定期的に清掃します。

しかし、猫が必ずしもトイレを利用するとは限りませんので、**活動場所以外の周辺環境美化にも取り組み、寄せられた地域からの苦情には適切に対処**しましょう。

④ 活動者の役割分担

責任者やエサ場・トイレ場の管理者、捕獲・運搬担当者や地域の相談役などの役割分担を行います。

⑤ 活動報告

活動開始後、新しく地域に住み始める方もいることから、定期的な報告が必要です。

また、地域住民に活動内容を報告することで、活動への理解が深まり、協力も得やすくなります。

⑥ 譲渡活動

猫にとっては屋内できちんと飼育され、寿命を全うすることが本当の幸せです。

人慣れしている猫は自分で飼育する、もしくは新しく飼い主になってくれる人を探してみましょう。

⑦ 飼い主への啓発

新たな野良猫を生み出さないため、屋内飼育の徹底や不妊去勢手術の重要性、捨て猫防止など、地域にいる猫の飼い主に対する啓発が重要です。

※ 福岡市では、一定のルールのもと地域猫活動に取り組んでいる地域に対し、地域住民の合意形成のための調整や不妊去勢手術の支援などを行っています。



(3) 猫の被害に困っている方へ

動物愛護管理センターには、野良猫で困っている方からの苦情や相談がたくさん寄せられています。

ここでは、個人でできる野良猫対策を紹介します。

猫除けの方法

① 猫の侵入を防止するには・・・

方 法	詳 細 ・ 解 説 等
ネット・ 猫除けシート	猫の通り道や侵入経路に対し、物理的に対処する方法です。 ホームセンターなどで購入できます。
水 	不快感を与え、近づかなくさせようとする方法です。 ・ 散水 ・ 濡らしたタオルを敷く などがあります。
園芸用木酢液・ 食用酢 など	臭気で近づかなくさせようとする方法です。 ・ 原液のまま容器などに入れ置いておく ・ 原液～数倍程度に薄めたものをスプレー などで散布する などがあります。
唐辛子 	臭気と刺激で近づかなくさせようとする方法です。 《使い方》 ① 唐辛子(10 本程度)を刻み、500ml 程度の水に一昼夜漬け込む ② 上澄み液をスプレー等に移し替え散布する
市販の忌避剤	粒状の物を散布し、臭気と刺激で近づかなくさせようとする方法です。 ホームセンターなどで数百円程度から購入できますが、数週間おきに繰り返し散布する必要があります。
超音波式機器	超音波で近づかなくさせようとするものです。 インターネットやホームセンターなどで一万円前後で購入可能です。

ガス噴霧式機器	警告音と噴霧ガスで近づかなくさせようとする方法です。 インターネットやホームセンターなどで数千円程度から購入可能ですが、カートリッジ式のガスを購入する必要があります。
スプリンクラー式機器	自動散水し、不快感で近づかなくさせようとする方法です。 インターネットやホームセンターなどで数千円程度から購入可能です

② 敷地内で子猫を産ませないように…

親猫が子猫を産みにくい環境を整えましょう。

- ・家の周囲の不用品などを片づける。
- ・猫が隠れることができる隙間を塞ぐ。
- ・水を撒くなどを繰り返し、猫が嫌う環境を学習させる。
など

③ エサになるものへの対策

猫が居つく、最大の原因は近くにエサの供給があるからです。周囲の住民と協力し、対策を講じましょう。

【ゴミを荒らされる】

- ・町としてゴミの出し方を工夫する。
(例) ネットをかける、ポリバケツに入れる。
- ・不適切な時間帯にゴミを出さないよう徹底する。



【近所に無責任にエサを与えている人がいる】

- ・町内でチラシを回覧し、近隣の被害を伝える。
- ・町内会などを通じて、近隣の被害を直接伝える。
- ・動物愛護管理センターへ直接指導を依頼する。

5. 災害時のペット救護対策について

災害発生時は自分の身の安全を確保してから、大切なペットと同行避難（ペットと一緒に避難すること）してください。

災害時に迷子になったペットは飼い主のもとへ戻ってこれない可能性があります。有事の際、慌てずにペットと同行避難できるように動物用の持ち物チェックリスト（フード、薬、リード、ケージなど）を作成し、避難準備を整えてください。

（※P22 チェックリスト参照）



また、これまでに発生した災害では「つらい避難生活の中でペットが心の支えになった」という意見がある一方、「鳴き声がうるさい」、「毛が舞って不衛生」、「動物アレルギーがあるので困る」など、避難所でのトラブルが発生しています。

避難所での生活はいつも以上に周囲への配慮が必要になるため、普段から以下のような事に気を付けましょう。

- ・キャリーケース（ケージ）に慣れさせる
- ・ワクチン接種を行う
- ・ノミ・ダニの定期的駆除
- ・犬はしつけを適切に行う





動物用の持ち物チェックリスト



【優先順位 1】：命や健康にかかわるもの

療法食や薬



5日分のフード
と水



予備の首輪・ケー
ジ・洗濯ネット



【優先順位 2】：飼い主や動物の情報を記録したもの

動物の記録手帳など



- ・飼い主の連絡先
- ・動物の写真
- ・ワクチン接種情報・既往歴
- ・かかりつけの動物病院の情報等

【優先順位 3】：あると便利，動物が落ち着くもの

トイレ用品



タオルなど



ブラシ・
粘着クリーナー



ガムテープ



※万が一，ペットが迷子になったら・・・

- 動物愛護管理センターに連絡
- 最寄りの交番や警察署に連絡
- 許可を得てから避難場所の掲示板や周囲の店舗に情報を提示

迷子になっても他の人が見て分かるように「**迷子札**」や「**犬鑑札**」，「**狂犬病注射済票**」を首輪につけたり，マイクロチップを装着する事も大切です。

【連絡先】

・ 東部動物愛護管理センター（あにまるぽーと）

福岡市東区蒲田 5-10-1（福岡市クリーンパーク東部北隣）

Tel：092-691-0131

Fax：092-691-0132

・ 家庭動物啓発センター（ふくおかどうぶつ相談室）

福岡市西区内浜 1-4-22

Tel：092-891-1231

Fax：092-891-1259